

『FIS給与計算システム』をご利用のお客様へ (健康保険料率改定のご案内)

株式会社 会計情報システム

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃、『FIS給与計算システム』をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
下記の件につきまして、ご確認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

【健康保険料率改定のご案内】

北海道の健康保険料率は2021年3月分(4月納付期限)より改定されます。
北海道の保険料率は10.45%(現行:10.41%)となります。

【介護保険料率改定のご案内】

2021年3月分(4月納付期限)より介護保険料率が改定されます。
介護保険料率は1.8%(現行1.79%)となります。
つきましては、FIS給与計算システムの年間保守契約をいただいているお客様に、改定に伴う
操作手順書を送付させていただきます(CDの送付はありません)。

【新しい保険料率への変更作業時期】

○3月分保険料を4月分給与で徴収する場合(前月分徴収の場合)
4月分給与の計算前に保険料率の変更作業を行ってください。

○3月分保険料を3月分給与で徴収する場合(当月分徴収の場合)
3月分給与の計算前に保険料率の変更作業を行ってください。

3月に賞与がある場合は賞与計算前に、操作手順の1～2までを行って下さい。
3月賞与処理確定後、3以降は下記の手順に従い操作して下さい。

【改定内容】

	改定前	改定後
健康保険料率	52.05/1000	52.25/1000

	改定前	改定後
介護保険料率	17.9/1000 (8.95/1000)	18.0/1000 (9.00/1000)

【操作方法について】

今回の改定によるプログラムの変更はありませんので、以下の内容をご覧ください、操作して下さい。

1. FIS給与計算システムを起動します。
2. 給与メニュー内の「社会保険」タブをクリック後、「法人社会保険情報」をクリックすると下記画面が表示されます。

「健康保険」枠内の『健康保険』（現在「52.05」）を「52.25」に変更します。
次に「介護保険」枠内の『介護保険』（現在「8.95」）を「9.00」に変更します。
入力しましたら「保存 F1」をクリックします。「保存してよろしいですか」と聞いてきますので『はい』をクリックして下さい。

3月に賞与支給があり、3月分保険料を4月分給与で徴収する場合（前月分徴収）は、これ以降の操作は、3月分給与処理を確定（更新）してから、行って下さい。

3. 次に社会保険メニュー内「社会保険料額表」をクリックします。 保険料額表が表示されたら、キーボード「Shift」ボタンを押した状態のまま「保険料更新 F8」をクリックします。
4. 最後に社会保険メニュー内「社会保険一覧入力」をクリックしてメニューが表示されたらキーボード「Shift」ボタンを押した状態のまま「社会保険更新 F5」をクリックします。

以上で健康保険料率、介護保険料率の更新作業は終了です。

更新された金額等、支給前に必ず確認して下さい！

ご不明な点等ございましたらサポートまでお問い合わせ下さい。

■担当： 江田 （電話：011-376-1987 FAX：011-376-1988）